

消費者支援機構福岡発 2019-050 号
2020 年 2 月 20 日

一般社団法人セントマザー 御中
代表理事 西村 泰一 様

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号
博多駅前1丁目ビル302号
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 弁護士 藤村 元気
TEL 092-406-1020 / FAX 092-771-0411

申 入 書

当機構は、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって2009年9月に設立され、2012年11月に消費者契約法に基づき内閣総理大臣より適格消費者団体としての認定を受けております。

当機構は、消費者契約法などに基づいて消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れを行い、差止請求訴訟を提起するとともに、消費者被害の救済に必要と思慮する場合には、任意の申入れを行うなど、消費者裁判手続特例法に基づく損害賠償請求訴訟を提起する権限を有する特定適格消費者団体の認定を受けるべく活動を展開しています。

さて、当機構は、貴法人が提唱し、提供する役務に関する表示に関して、公開されている貴法人のインターネットサイト (<http://saintmother.or.jp/>、以下「本件サイト」と言います。) の検討を行ったところ、貴法人が提供する役務に関する表記等につき、不当景品類及び不当表示防止法 (以下「景表法」と言います。) に抵触すると思われる表記があるものと判断いたしましたので、下記のとおり申入れを行います。

つきましては、本申入れに対する貴法人のご回答を、2020年3月23日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴法人のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表させていただきますのでご留意ください。

記

第1 申入れの趣旨

- 1 「一般社団法人セントマザー」(<http://saintmother.or.jp/>)のサイト(以下「本件サイト」と言います。)のトップページにある「ハンドヒーリング施療」に「身体に触れることなく、様々な痛みや重みが改善することを、どうぞご自身で実感してください。」との記載について、削除を求めます。
- 2 本件サイトのトップページにある「ハンドヒーリングセミナー」及び「トピックス」にある体験談の見出しの表記について、削除を求めます。
- 3 本件サイトの「ハンドヒーリングセミナー」のページ(<http://saintmother.or.jp/seminar/>)にある体験談の記載について、削除を求めます。
- 4 本件サイトの「トピックス」のページ(<http://saintmother.or.jp/topics/>)にある体験談の記載について、削除を求めます。
- 5 本件サイトの「ハンドヒーリングによる施療」のページ(<http://saintmother.or.jp/practitioner/>)に「先ずはその場で痛みが取れ、身体が軽くなるという体験は実に衝撃的です。日々、痛みや重みで苦しんでいる方は、是非、一度体験をしてみてください。」との記載について、削除を求めます。
- 6 本件サイトの「特定商取引法」のページ(<http://saintmother.or.jp/order/>)の「遵守事項及び注意事項」の欄第3に「効果が得られた場合でもセミナーによる効果か否かは証明されておらず、また受講者全員が効果を得られるものではありません。」との記載の削除を求めます。

第2 申入れの理由

1 消費者契約法の適用について

貴法人が提供する「ハンドヒーリングセミナー」(以下「本件セミナー」と言います。)及び「ハンドヒーリングによる施療」(以下「本件施療」と言います。)は、消費者と貴法人との合意によって成立する受講契約及び施療契約であり、貴法人は消費者契約法第2条第2項の定める「事業者」に該当します。一方、セミナーや施療を希望する者は、事業としてまたは事業のためではなく個人として、本件セミナーを受講し、本件施療を受けるものであり、同条第1項の定める「消費者」に該当します。

したがって、本件セミナーの受講契約及び本件施療契約は、消費者契約法第2条第3項の定める「消費者契約」に該当し、消費者契約法の適用を受けることになります。

2 不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」と言います。)の適用

また、貴法人は上記のとおり景表法第2条第1項の定める「事業者」に該当します。同様に、本件セミナー及び本件施療の効果が同条第4項の定める「役務の内容」に該当し、これに関する本件サイトの表記が同条項の定める「役務の内容」「について行う広告その他の表示」に該当します。そして、本件サイトは同条項の委任する「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」第2項第5号「情報処理の用に供する機器による広告その他の表示」として「内閣総理大臣が指定す

るもの」に該当します。

そして、以下に述べるとおり、本件セミナー及び本件施療は景表法第30条第1項1号の定める「役務の品質」について「著しく優良であると誤認される表示」をしている恐れがあります。

したがって、本件セミナーの受講契約及び本件施療契約は、景表法の適用を受けることとなります。

3 申入れの趣旨第1項について

景表法第5条は、第1号の定める「役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害すると認められるもの」を表示することを禁じています。そして、前記2のとおり、景表法第30条第1項1号は、「役務の品質」についての「著しく優良であると誤認される表示」について適格消費者団体に差止請求権があることを定めています。

本件サイトの「特定商取引法に基づく表記」のページの「遵守事項及び注意事項について」の欄第3には「セミナーの講義内容及び効果は科学的根拠に基づくものではありません」と表記しており、本件セミナー及び本件施療について効果が確認できていないことが記載されています。本件セミナーの受講には痛みや重みを改善したり、病気を治癒する効果はありません。

しかしながら、本件サイトの「ハンドヒーリング施療」に「身体に触れることなく、様々な痛みや重みが改善することを、どうぞご自身で実感してください。」との記載は、ハンドヒーリングが痛みや重みを改善する現実的・医学的效果があると誤認させるものです。

したがって、景表法第30条第1項1号に基づき、当該記載の削除を求めます。

4 申入れの趣旨第2項について

同様に、本件サイトのトップページにある「ハンドヒーリングセミナー」及び「トピックス」にある貴法人提供の役務にかかる体験談の見出しの表記について、現実に痛みを和らげ病気を改善ないし治癒する医学的效果があると誤認させます。

したがって、景表法第30条第1項1号に基づき、当該記載の削除を求めます。

5 申入の趣旨第3項について

本件サイトの「ハンドヒーリングセミナー」のページに表記された本件セミナー及び本件施療にかかる体験談の記載について、現実に病気を改善ないし治癒する効果があると誤認させます。

したがって、景表法第30条第1項1号に基づき、当該記載の削除を求めます。

6 申入の趣旨第4項について

本件サイトの「トピックス」のページに表記された本件セミナー及び本件施療にかかる体験談の記載について、現実に病気を改善ないし治癒する効果があると誤認させます。

したがって、景表法第30条第1項1号に基づき、当該記載の削除を求めます。

7 申入の趣旨第5項について

本件サイトの「ハンドヒーリングによる施療」のページにある「先ずはその場で痛みが取れ、身体が軽くなるという体験は実に衝撃的です。日々、痛みや重みで苦しんでいる方は、是非、一度体験をしてみてください。」との記載について、現実に痛みや重みを改善する効果があると誤認させます。

したがって、景表法第30条第1項1号に基づき、当該記載の削除を求めます。

8 申入の趣旨第6項について

本件サイトの「特定商取引法」のページにある「遵守事項及び注意事項」の欄第3の「効果が得られた場合でもセミナーによる効果か否かは証明されておらず、また受講者全員が効果を得られるものではありません。」との記載は、本件セミナーが科学的根拠に基づかないことを貴法人が認めながら、他方で「効果が得られた場合」があることを前提として、その効果が本件セミナーの受講により得られる場合があることを意味しており、矛盾した内容になっております。科学的根拠がないということであれば、そもそも効果があったか確かめることもできませんので、本件セミナーに何らかの「効果がある」との記載は本件セミナーや本件施療が現実に痛みや重みを改善する効果があると誤認させます。

したがって、景表法第30条第1項1号に基づき、当該記載の削除を求めます。

第3 結語

以上の検討を踏まえ、当機構は、貴法人に対し、申入れの趣旨記載の各条項につき、それぞれ削除の措置を講じられるよう申し入れます。なお、上記第1・1ないし6の各記載は、一体となって全体として消費者に本件セミナーや本件施療が現実に痛みや重みを改善する効果があると誤認させるものであるため、本申入れは、削除に当たって、上記第1の1ないし6の各記載すべてを削除されることを求めるものであること（上記第1・1ないし6のうち一部のみを削除するという対応では当機構の申入れの趣旨が果たされないこと）を申し添えます。

以上